

## 手続きの流れ

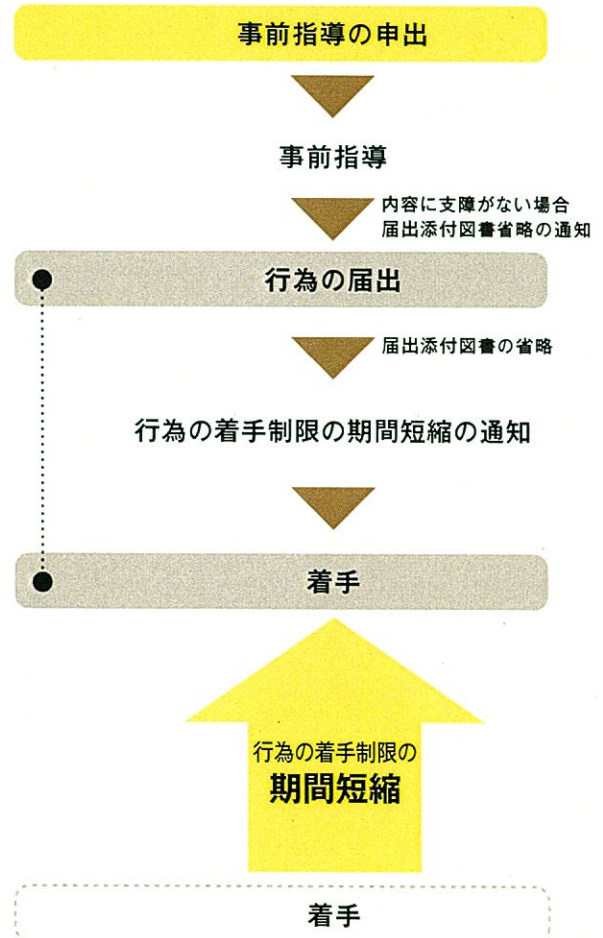
行為の届出の前に事前指導を求めることができます。その内容が**景観形成基準**に関して支障がなければ、行為の着手制限の期間が短縮されます。

この制度を活用すると、行為の着手時期を早めることができます。

事前指導制度を活用しない場合



事前指導制度を活用する場合



## 勧告・公表、変更命令

届出の内容が**景観形成基準**の「勧告基準」、「変更命令基準\*」に該当する場合、勧告、勧告内容の公表、変更命令\*を行うことがあります。

なお、変更命令\*に違反した場合、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は罰則があります。

\*…変更命令については建築物・工作物に限ります。